

平成 年分 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書

支払を受ける者	住所又は所在地	外国証券取引口座番号				個人番号又は法人番号			
	氏名又は称								
種類	銘柄	株数又は口数 <small>株(口)</small>	配当等の金額 <small>千円</small>	外国所得税の額 <small>千円</small>	源泉徴収税額 <small>千円</small>	支払確定又は支払年月日			
						・	・	・	・
						・	・	・	・
						・	・	・	・
						・	・	・	・
(摘要)									
支払者	所在地	法人番号							
	名称	(電話)							
支払の取扱者	所在地	法人番号							
	名称	(電話)							
整理欄		①	②						

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書

支払を受ける者	住所又は所在地	外国証券取引口座番号				個人番号又は法人番号			
	氏名又は称								
種類	銘柄	株数又は口数 <small>株(口)</small>	配当等の金額 <small>千円</small>	外国所得税の額 <small>千円</small>	源泉徴収税額 <small>千円</small>	支払確定又は支払年月日			
						・	・	・	・
						・	・	・	・
						・	・	・	・
						・	・	・	・
(摘要)									
支払者	所在地	法人番号							
	名称	(電話)							
支払の取扱者	所在地	法人番号							
	名称	(電話)							
整理欄		①	②						

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書

支払を受ける者	住所又は所在地	外国証券取引口座番号				個人番号又は法人番号			
	氏名又は称								
種類	銘柄	株数又は口数 <small>株(口)</small>	配当等の金額 <small>千円</small>	外国所得税の額 <small>千円</small>	源泉徴収税額 <small>千円</small>	支払確定又は支払年月日			
						・	・	・	・
						・	・	・	・
						・	・	・	・
						・	・	・	・
(摘要)									
支払者	所在地	法人番号							
	名称	(電話)							
支払の取扱者	所在地	法人番号							
	名称	(電話)							
整理欄		①	②						

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

平成 年分 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書

支払を受ける者	住所又は所在地	外国証券取引口座番号				個人番号又は法人番号			
	氏名又は称								
種類	銘柄	株数又は口数 <small>株(口)</small>	配当等の金額 <small>千円</small>	外国所得税の額 <small>千円</small>	源泉徴収税額 <small>千円</small>	支払確定又は支払年月日			
						・	・	・	・
						・	・	・	・
						・	・	・	・
						・	・	・	・
(摘要)									
支払者	所在地	法人番号							
	名称	(電話)							
支払の取扱者	所在地	法人番号							
	名称	(電話)							
整理欄		①	②						

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

## 【国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

### 備 考

- 1 この支払調書は、租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項又は第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外投資信託等の配当等（以下この表において「国外投資信託等の配当等」という。）又は国外株式の配当等（以下この表において「国外株式の配当等」という。）について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
  - (1) 「住所又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所（国内に住所を有しない居住者にあつては、居所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号（(9)において「法人番号」という。）を記載すること。
  - (2) 「外国証券取引口座番号」の項には、外国証券取引口座設定約諾書に基づく外国証券取引口座の番号を記載すること。
  - (3) 「種類」の項には、それぞれ次のように記載すること。
    - イ 国外において発行された投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権である場合には、特定株式投資信託（租税特別措置法第 3 条の 2 に規定する特定株式投資信託をいう。以下(3)において同じ。）以外の証券投資信託、特定株式投資信託、証券投資信託以外の投資信託、特定受益証券発行信託のように記載すること。
    - ロ 国外において発行された株式である場合には、旧株、新株、優先株、後配株のように記載すること。
    - ハ 国外において発行された法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 3 項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）、特定目的信託（社債的受益権以外）、社債的受益権、その他法人課税信託のように記載すること。
  - (4) 「配当等の金額」の項には、その年中に支払を受けるべき国外投資信託等の配当等又は国外株式の配当等の金額を記載すること。
  - (5) 「外国所得税の額」の項には、国外投資信託等の配当等又は国外株式の配当等の支払の際に外国において徴収された税額を記載すること。
  - (6) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
  - (7) その支払うべき国外投資信託等の配当等又は国外株式配当等の金額のうちに、租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等（(7)において「上場株式等の配当等」という。）に該当するもの及び上場株式等の配当等以外の配当等に該当するものがある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載し、「銘柄」の欄に上場株式等の配当等に該当するものにあつては「(上場)」と、上場株式等の配当等以外の配当等に該当するものにあつては「(一般)」と記載した上で銘柄名を記載すること。
  - (8) その支払うべき国外投資信託等の配当等が法第 6 条の 3 第 4 号に規定する社債的受益権の法第 24 条第 1 項に規定する剰余金の配当である場合には、「株数又は口数」の欄は、記載を要しない。
  - (9) 国外投資信託等の配当等又は国外株式配当等の支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該国外投資信託等の配当等又は国外株式配当等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
- 3 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。